

2016年5月10日

お客様各位

株式会社MOL JAPAN

**サウジアラビア Jeddah 港向け危険品貨物
税関新規則に関するご案内とお願い**

平素は、弊社サービスをご利用いただき厚く御礼申し上げます。

昨年12月に、サウジアラビア税関当局は、Jeddah 港に危険品を輸入される Consignee 様に対して、事前許可の取得を必須とする新規則を発表しました。また、この新規則は、税関の事前許可なく Jeddah 港に輸入される危険品について、荷揚げを禁止しています。

このほど、この新規則の運用が Jeddah 港において確認されましたので、Jeddah 向けに危険品貨物の船積みを行う際は、あらかじめ Consignee 様に税関の事前許可が取得されていることをご確認いただきますようお願い申し上げます。また、Booking のお引き受けに際しましては事前許可の取得状況を確認させていただきますので、Consignee 様のご連絡先とサウジアラビア税関から取得された許可書類^{注1}を Booking ご依頼時にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、Consignee 様がサウジアラビア税関から事前許可を取得していない危険品貨物は、荷揚げが許可されず本船に積み戻されるほか、高額な費用が発生する可能性がございます。上記事情をご賢察の上、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 適用日 : 即日
2. 対象貨物 : Jeddah 向け危険品貨物
3. 提出依頼 : Consignee 様のご連絡先(TEL/FAX/メールアドレス)および許可書類^{注1}

^{注1} 許可書類はアラビア語の書類になります。

書類のアラビア語名は「موافقة على شحن إرسالية مواد كيميائية」、英語名は「Customs Approval of the DG and the Chemical Cargo」になります。

※ 危険品の事前許可申請は Booking 毎に必要なになります。

※ 新規則は Jeddah 港のみが対象です。サウジアラビアのその他の港は現時点では対象外です。

以上

本件お問い合わせ;

マーケティンググループ アジア・印パ中近東トード担当 (TEL : 03-3587-7070)